

## 仕様書

ロボット・AI部

### 1. 件名

NEDOプロジェクトを核とした人材育成、産学連携等の総合的展開／ロボットの社会実装におけるイノベーション創出人材育成

### 2. 目的

「ロボット革命実現会議（内閣官房主催）」では、技術開発や規制緩和により、2020年までにロボット市場を製造分野で現在（2014年）の2倍（6,000億円→1.2兆円）に、サービス等の非製造分野で20倍（600億円→1.2兆円）に拡大するという数値目標が示されている。特にサービス分野では、イノベーション創出によるロボットビジネスの新規立ち上げについて、この市場拡大に寄与することが求められている。しかしながら、イノベーションを創出し、ロボットビジネスを新規に立ち上げることのできる人材、及びこのような人材を育成する研究開発機関や企業が不足している。

こうした問題を解決すべく、本事業では、サービス分野においてロボットでイノベーションを起こすために必要な、テクノロジー、デザイン、ビジネス的知見を一体的に教育でき、大学、研究機関、企業及び省庁等との連携によってアジャイル開発ができる場の形成、サービス分野におけるロボットイノベーション創出によってロボットビジネスを起こすことのできる人材の育成を目指す。

### 3. 内容

本事業では、我が国の将来を支えるロボット技術の発展の「場」（拠点）を大学等に構築し、ロボット分野の技術を支える人材を育成する。また、拠点を中心として多方面の人材の交流を図り、関連技術を含めた新たな技術シーズの発掘や技術の応用・発展に資する取組みにより、さらに当該技術を担う人材が育つという「好循環」を形成することを目指す。具体的には以下のi)～iii)を一体的に実施する。

#### i) 人材育成の講座の実施

研究拠点において、ロボットでイノベーションを起こすために必要な、テクノロジー、デザイン、ビジネス的知見を、新規事業の立ち上げという観点から一体的に学習し、イノベーターを育成する講座を実施する。

また、メーカーとユーザーの距離を縮め、両者をつなぐための研究開発拠点を構築する活動も併せて行う。具体的には、企業が抱えるシーズや技術課題に関する授業をビジネススクールのカリキュラムに組み込み、PBL(Project Based Learning)形式をベースに、学生のみならず起業を目指す社会人や研究者、シーズや課題を提供した企業の社員等もチームメンバーに加え、更にユーザーへのヒアリングや現地訪問によるニーズ発掘調査などといった活動を行うことで、メーカーとユーザー間のギャップ解消に取り組む。

## ii) 人的交流等の展開

大学、研究機関、企業及び省庁等との連携によってアジャイル開発ができる場の形成においては、人的ネットワークの構築と、開発速度の向上が必要となり、そのためには、ミドルウェア技術等によって開発速度を高めるとともに、製品についてユーザーからフィードバックを受け、その評価を素早く普及展開させるオープンなプラットフォーム形成が有効である。この実現のため、ミドルウェアの専門家を招いて人的交流を行うことで、ロボット開発におけるオープンプラットフォームの活用について学ぶことができると同時に、大学、研究機関、企業及び省庁等が連携してロボット製品開発を行うことのできる拠点の構築を目指す。

## iii) 周辺研究の実施

産官学連携がグローバルに展開でき、また国内外の最先端のロボット研究開発成果を収集及び発信する拠点を構築するため、欧州、米国、アジア等のサービスロボット研究開発拠点を調査し、ビジネスデザイン手法、シーズとニーズのマッチング手法、マーケティング戦略等を、課題先進国という側面から、サービスロボットが世界に先駆けて普及すると見込まれる日本のマーケット（ロボットの将来市場予測：NEDO／経済産業省）に対して出口戦略としてどのように落とし込むかを分析、検討する。また、海外の研究開発拠点と、参加する大学、研究機関、企業及び省庁等とが国際交流を行える関係の構築を目指す。

## 4. 期間

NEDOが指定する日から平成30年3月23日まで

## 5. 予算額

2,000万円以内

## 6. 報告書

平成28年度終了時には、中間年報の電子ファイル（PDFファイル形式）を、平成29年度終了後には成果報告書の電子ファイル（PDFファイル形式）をCD-R等の不揮発性媒体に記録し、3枚を所定の期日までに提出。

提出方法：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って提出のこと。

[http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual\\_tebiki\\_index.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_tebiki_index.html)

## 7. 報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。